

---

|        |  |
|--------|--|
| プロジェクト | 「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示 |
| 項目     | 公開草案に寄せられたコメントへの対応案（検討項目 2）<br>（見積りの開示）                        |

---

## 本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2019 年 10 月 30 日に、企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した。
2. 本公開草案に対するコメント期間は 2020 年 1 月 10 日に締め切られ、14 通（団体 12 通、個人 2 通）のコメント・レターが寄せられた。
3. 本資料は、寄せられたコメントの概要のうち主なものに対する対応案を検討することを目的としており、審議事項(5)-2 の検討の進め方及び審議事項(5)参考資料 1 のコメント対応表のうち【検討項目 2】について記載している。

## 【検討項目 2】開示目的の内容

4. 本公開草案に対して、開示目的の内容に関して次のような意見が寄せられている。

【検討項目 2-1】本公開草案第 19 項（開示する項目の識別における判断）の「…翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断する…」という記載は、基準本文で記載すべき。

【検討項目 2-2】本公開草案第 5 項（開示する項目の識別）の、「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。」の記載のうち、次の事項について修文すべき。

- ① 「当年度の財務諸表に計上した金額」を「当年度の財務諸表に計上した帳簿価額」とすべき。
- ② 「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす」を「翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす」とすべき。
- ③ 「可能性が高い項目」を「可能性がある項目」などとすべき。

5. 以下では、上記の各論点について、個別にコメントの概要と対応案を検討する。

**【検討項目 2-1】（本公開草案第 19 項（開示する項目の識別における判断）の「…翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断する…」という記載は、基準本文で記載すべき）**

6. 本検討項目は本公開草案の質問 3（開示する項目の識別に関する質問）に関連するものであり、次の意見が寄せられている。

本公開草案第 19 項における、「…翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断する…」という記載は、基準本文で記載すべきである。

（理由）

項目の識別における判断の考え方そのものであり、「公開草案の概要」にこれらが記載されていることから、基準本文に記載が必要と考える。

本公開草案第 19 項後段において、「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別するにあたり、翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断することが考えられる」との記述がある。当該記述は、開示する項目を識別するための判断規準であり、開示目的に照らした判断を行うために有用と考えられる。したがって、当該記述は、結論の背景ではなく、会計基準の本文に記載することを検討いただきたい。

### 事務局対応案

7. 本資料第 6 項の寄せられたコメントは、結論の背景において、本公開草案第 5 項で提案している開示する項目の識別に関する「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。」の記載の「重要な影響を及ぼす可能性が高い」に対する説明を加えている第 19 項の記載を基準本文に移動させるべきというものである。
8. 本公開草案第 19 項の記載は、本公開草案第 5 項の適用について一定の視点を提供するものではあるが、重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別するための視点はこれに限られないと考えられる。加えて、本公開草案は第 19 項を受けてさらに第 20 項で本公開草案は項目の識別のための詳細な規準は示さないと提案しており、本公開草案第 19 項と第 20 項は全体として本公開草案第 5 項において詳細な規準を示さなかったことを説明している。
9. そのため、本資料第 8 項の内容をコメントへの対応に記載し、本公開草案の記載を

維持することが考えられるかどうか。

**【検討項目 2-2】（本公開草案第 5 項（開示する項目の識別）の、「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。」の記載のうち、次の事項について修文すべき。）**

**①「当年度の財務諸表に計上した金額」を「当年度の財務諸表に計上した帳簿価額」  
とすべき**

10. 本検討項目に関連して、次の意見が寄せられている。

「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する」は、「当年度の財務諸表に計上した帳簿価額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクを識別する」という表現への修正を提案する<sup>1</sup>。

#### 事務局対応案

11. 日本証券アナリスト協会のコメント・レターでは、本コメントの理由として、「財務諸表に計上した金額」という表現では、例えば退職給付に係る負債の様に相殺後の純額で開示されている場合、財務諸表にある純額の開示金額だけで判断され、相殺前で見積りに潜むリスク要因が見過ごされる危険性を心配する意見もあったということが挙げられている。
12. 本公開草案は、純額か総額かはあくまでも開示目的に従って財務諸表利用者の理解に資する情報を開示する観点から考慮することを意図している。したがって、コメントに対応して財務諸表に計上した帳簿価額と修文したとしても、リスク要因の判断が総額ベースで行われることが確保されるかどうかには疑問がある。
13. そのため、本公開草案第 5 項の記載を維持することでどうか。

**②「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす」を「翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす」とすべき**

14. 本検討項目に関連して、次の意見が寄せられている。

<sup>1</sup> 本コメントは、質問 2（開示目的の内容に関する質問）に対する回答として、「開示目的に、基本的に同意する。」とした上で付されたものである。

「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する」は、「当年度の財務諸表に計上した帳簿価額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクを識別する」という表現への修正を提案する。

#### 事務局対応案

15. 例えば、日本証券アナリスト協会のコメント・レターでは、本コメントの理由として、「本公開草案第 18 項の『考慮すべき将来の期間については、翌々年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性がある項目は、一般的に、翌年度の財務諸表にも影響を及ぼす可能性があると考えられることから、本会計基準の開発にあたって参考とした IAS 第 1 号第 125 項の定めも踏まえ、翌年度とすることにした』という説明は非常に解り難い。『翌年度』に限定した表現によって、『財務諸表利用者の理解に資する情報』の開示の範囲が制限されるという無用な誤解を避けるためにも、『翌年度以降の』への表現の見直しを検討していただきたい。」ということが挙げられている。
16. 本公開草案第 5 項で、重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を見積もる期間を翌年度とすることを提案した趣旨は、本公開草案第 18 項に記載されている次のとおりである。
  - (1) 翌々年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性がある項目は、一般的に、翌年度の財務諸表にも影響を及ぼす可能性があると考えられる。
 

この記載は、本公開草案の提案が翌々年度以降の影響を無視する趣旨ではないことを述べており、本公開草案の記載でそのことは読み取れると考えられる。
  - (2) 本会計基準の開発にあたって参考とした IAS 第 1 号第 125 項の定めと規定を整合させた。
17. そのため、本資料第 16 項の内容をコメントへの対応に記載し、本公開草案の記載を維持することが考えられるがどうか。

#### ③「可能性が高い項目」を「可能性のある項目」などとすべき

18. 本検討項目に関連して、次の意見が寄せられている。

本公開草案第4項における「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性の高い項目」という記載について、「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある項目」といった記載への変更を検討いただきたい。

「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する」は、「当年度の財務諸表に計上した帳簿価額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクを識別する」という表現への修正を提案する。

### 事務局対応案

19. 本公開草案第4項の「可能性の高い」の文言について、コメントの理由の主なものとして、可能性が高いという表現は我が国の会計基準において、発生可能性の程度を表し、その程度も相当程度高いものとして取り扱われる<sup>2</sup>ため、記載の意図が読み手に適切に理解されないおそれがある、及び仮に「可能性が高い」という表現を用いた場合、見積りと実績の差額が大きくなる可能性がある場合であっても、その差が翌年度に発生する可能性が「高く」はない場合には、開示されない実務となる恐れがあることが示されている。
20. 本公開草案に基づいて識別される項目について、開発にあたって参考にすることとしたIAS第1号第125号と異なるものとするを意図していない。IAS第1号第125項は「将来に関して行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるもの」を識別することを要求しており、ここでの「発生可能性」は、必ずしも他のIFRS基準で用いられているprobableやhighly probableと同じにすることを意図していない。また、ここでの「リスク」は必ずしも企業にとって不利なものに限られず、有利なものも含まれると考えられる。
21. 以上により、「発生可能性」について混乱が生じることを避けるため、本公開草案第4項及び関連する箇所の記載を次のように修文することが考えられるがどうか（取消線の部分を削除し、下線部分を追加する。）。

<sup>2</sup> コメント・レターでは、企業会計基準公開草案第66号（（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」第143項が示されている。当該第143項では、「『可能性が高い』とは、…中略…可能性が著しく高い状況を示し、IFRSにおける”highly probable”と同程度の可能性を示している。」と提案されている。

4. (第1段落省略)

このため、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク（企業にとって有利なものと不利なものの両方を含む。）がある可能性が高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

**ディスカッション・ポイント**

主な寄せられたコメントに対する対応について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上